

# I 令和7年度事業計画

## 1 事業の推進方策

### (1) 農地中間管理事業

#### ① 基本的な方向

農業経営の規模拡大、耕作地の集団化、農業への新規参入の促進等による農地利用の効率化及び高度化を図り、農業の生産性の向上に資することを目的とした農地中間管理事業は、平成26年にスタートし11年が経過した。

この間、本県における農地中間管理事業による集積面積は、累計で6,410ha、新規面積は2,707haとなった。

県、市町、農業委員会など関係機関との連携のもと、これまで制度の周知、利用促進に取り組んだ結果、令和6年度の機構借受面積は876ha、新規借受面積は227haとなり、年間目標（機構借受面積）の700haを達成することができた。

近年の世界情勢の不安定化に伴うエネルギー等の物価高騰や天候不良により、農業経営は深刻な影響を受けており、加えて、過疎化・高齢化による担い手の減少や耕作放棄地の増加など、本県農業を取り巻く情勢は引き続き厳しい状況にある。

こうした中、国では、平時からの食料安全保障確保等の観点から令和6年度に食料・農業・農村基本法等を改正するとともに、同法に基づく「食料・農業・農村基本計画」を改定し、担い手への農地集積率や農地面積の確保など、食料安全保障の確保に必要な目標を設定することとしている。

県では、令和6年度に「大分県農林水産業振興計画」を策定し、園芸・畜産の生産拡大を中心とした農業の成長産業化を図る観点から、令和15年度を目標年度として、「大規模園芸団地の計画的整備」や「中核的経営体への集積」などに係る目標指標を設定したところである。

また、令和4年度の改正農業経営基盤強化促進法による地域計画及び目標地図に関しては、令和6年度末に策定期限を迎え、令和7年度からは計画の実現・実行に向けた取組が本格化するとともに、同改正法により旧法による相対契約の新規契約が廃止され、機構契約へ一本化されたところである。

そのため、当機構においては、以下の重点的取り組み事項を中心とした取組を実施し、農地集積・集約化をさらに推進していく。

#### ② 重点的取り組み事項

##### ア 「農業成長産業化推進本部」を通じた関係機関との連携強化

令和6年度に発足した「大分県農業成長産業化推進本部」や各市町の推進本部との連携等により、「農地集積コントロール拠点」に情報を集約するとともに、現地駐在員を中心として、各地域の課題に応じたきめ細やかな取組を推進する。

##### イ 「農地集積コントロール拠点」としての取組強化

参入企業や新規就農者を中心とした担い手のニーズを的確に把握し、「水土里情報システム」

等を活用することで大規模園芸団地整備等に向けた農地確保及び機構を通じた集積・集約への取組を推進する。

#### ウ 地域計画策定区域に対する取組推進

地域計画策定区域について、目標地図に定められた担い手に対し、農地中間管理事業の円滑な活用を促すとともに、「担い手不在エリア」等に対する将来のあり方について、関係機関と連携・協力し、企業参入も含めた広域的な担い手誘導等、農地中間管理事業の推進を引き続き図るとともに、粗放的管理を含む幅広い視点での農地の活用策の検討も促す。

#### エ 契約更新及び相対契約からの移行等への対応

農地中間管理事業の契約期間満了を迎える案件については、「所有者不明農地」に係る知事裁定等の制度活用及び相続登記申請義務化の周知に加え、契約締結時において相続対応の説明を行う等、契約更新を着実に進める。

また、農業経営基盤強化促進法による相対契約については、法改正により今年度から新たな契約が締結できないこととなるため、当該契約から機構契約への移行をうながすとともに、令和6年度に実施した事務の軽減・簡素化等のさらなる検討を図る。

#### オ 遊休農地の活用促進

遊休農地の利用意向調査に基づき、借受条件を満たす農地については、引き続き機構がホームページで公表し、農業委員会の農地利用最適化活動等を通じて、出し手、受け手のマッチングを促進する。

また、令和7年度に改正される「遊休農地解消対策事業」の周知を図り、さらなる活用を推進していくとともに、遊休農地を活用した大規模園芸団地整備に関しては、「農業成長産業化推進本部」等と連携し、円滑な機構契約を推進していくことにより、遊休農地の抜本的な解消を目指す。

### (2) 担い手対策事業

当公社では、令和4年度に国が創設した新規就農者育成総合対策と併せ、「豊の国農業人材育成基金事業」を活用して農業の次代を担う青少年を対象とした活動を支援するなど、長期的・体系的な担い手対策を実施する。

特に、新規就農者の確保・育成では、県内各地に設置されている就農学校やファーマーズスクール等の研修生の募集を促進する。また、公社に就農相談の専任職員を配置し、県内外の就農希望者に対して各種の情報提供や就農支援体制を充実することで、新規就農者を確保する。

#### ア 担い手対策

令和4年度に各市町村、産地で作成した「産地担い手ビジョン」の実現に向けて、産地の情報を積極的に発信し、就農学校やファーマーズスクール等を運営する市町等と連携して就農相談活動を促進する。

また、近年需要が高まっている農業法人等に職を求める若者や中高年等の要望に対して、無料職業紹介事業を積極的に展開するなど、担い手の確保・育成対策を強化する。

さらに、豊の国農業人材育成基金を活用して、学童等を対象に地域で実施する農業体験学習活動に助成し、農業・農村の理解を深めるとともに、大分県くじゅうアグリ創成塾や県立農業大学校、若い農業者組織の活動に助成し、担い手の育成、相互の連携強化、技術の向上を図る。

#### イ 新規就農者の確保対策

就農学校やファーマーズスクール等で就農技術研修を受ける者に対して国の新規就農者育成総合対策で実施される資金を交付することにより、就農意欲の喚起と就農後の定着を進め、青年就農者の確保を図る。

### (3) 大規模リース団地整備支援対策事業

新たに施設型農業を目指す農業後継者や新規就農者の初期負担を軽減し規模拡大を容易にするため、公社が事業主体となり農業者のニーズに応じて栽培施設等を整備し、リースすることにより、経営感覚の優れた企業的経営規模を有する農業者を確保するとともに、産地規模の拡大や競争力のある産地づくりを推進する。

### (4) 世界農業遺産継承事業

平成25年度に国東半島宇佐地域が世界農業遺産に認定されたことから、平成26年度に県及び県内の金融機関からの借入により公社にファンドを造成し、その運用益を活用して農業遺産の次世代への継承に寄与してきた。令和6年度に当初のファンド造成から10年を経過したことから、大分県及び金融機関との協議により一部見直しを行い、総額を30億円に見直し、改めて公社にファンドを造成した。

令和7年度も引き続き、その運用益を活用して世界農業遺産に関連する農業文化の継承や地域の活性化の取り組みに助成することで、農業遺産の次世代への継承を図る。

## (5) 受託事業

大分農業文化公園は、「湖と自然に癒される公園」「農林業に興味を持てる公園」「多様化するニーズに対応できる公園」を、指定管理第4期目の目指すべき姿として掲げている。

これらに加えて、愛称「るるパーク」として、県が設定したコンセプト「自然の中で憩い、遊び、健康になり、学べる。楽しさ満載の公園」のもと、来園者の増加と満足度向上に向けた企画の実施及び各種サービスの充実を行っていく。

具体的には、ダム湖を中心とした自然景観・環境維持を図りながら、四季折々の見応えのある花・花木づくり、キャンプ場等の環境整備、子どもたちの遊び場の安全確保・充実、市町村・地域・企業等と連携した多様なイベントの実施、自然観察及びアウトドアに関するサービスの充実等により、「県民等に永らく親しまれる公園」としての役割を果たす。

また、SNS等インターネットを活用しながら、県内外の認知度向上及び入園者数の確保等に繋げるとともに、園内施設・道路等の保守点検・修繕に適宜取り組み、適切な管理運営を行うことで、入園者が安心して公園を利用できる環境を確保していく。